

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

開会年月日	令和元年10月21日
開会時刻	午後1時29分
閉会時刻	午後2時53分
出席委員名	◎鈴木豊司 ○福井輝夫 中村 功 楠木宏彦
	世古 明 辻 孝記 藤原清史 小山 敏
	世古口新吾
	中山裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 長期欠席議員の取り扱いについて
	2 事務局体制の強化・充実について
	3 その他の事項について
	4 次回の会議について
説明者	中野議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「長期欠席議員の取り扱いについて」、「事務局体制の強化・充実について」及び「その他の事項について」として、「議会基本条例の一部改正について」、「議会BCPについて」、「住民投票条例について」、「議員政治倫理条例について」を議題とし、協議を行った。

その後、次回の会議についてを協議し、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

協議の内容

1 長期欠席議員の取り扱いについて

会長から、前回から課題となっていた欠席期間の考え方、欠席事由の判断、減額割合について説明され、その後、事務局から改めて資料1の説明がされた。

協議の結果、前回示した条例案に修正を加え、次回改めて改正案を示すことが確認された。

【発言】（欠席期間の考え方）

- ・楠木委員「欠席日数の数え方について、手術等で4月から6月（6月議会を含む）丸々休むことになったとして、実質的に議会を欠席している日数はそれほどない。ほかにも2議会休むケースもある。どのように考えるのか。」

⇒会長回答「会議を欠席した日数ではなく、最初に会議を欠席した日から次に会議に出席した日の前日までの日数で理解してもらいたい」

- ・中村委員「どこかで基準を設けるとなれば、提案内容でやむを得ないと考えている」
- ・世古口委員「ケース・バイ・ケースという感じになると、難しい。提案どおりでよい。判断基準を複雑にしてはいけない」
- ・小山委員「（復帰したくても）出席する必要のある会議が何もない場合もある。直近の出席する日までの期間でもよいのでは」
- ・藤原委員「病気の場合は、診断書を提出する。ほかにも議長とヒアリングという話があった。いろいろな状況等はそこで話をすれば解決するのでは」

2 事務局体制の強化・充実について

会長から、前回議員及び議会事務局職員の目線で課題・問題点を抽出することが確認されていたことを説明、協議の結果、次回以降も継続して協議していくことが確認された。

【発言】

- ・楠木委員「政策立案能力を優先させていかななくてはならない。従来のように担当部署に協力してもらって活動を進めるのか、事務局の中に専門的な人材を配置するのか、どちらの方向でいくのか、方向性を決める必要がある」
- ・世古委員「これだけの仕事があるので、事務局に何人必要というのは、明確にはあらしにくい。ただ、おおまかにそのあたりがわからないことには、話が前に進まない」

- ・小山委員「議会は当局の下請機関ではなく、事務局職員の任命権は議長にある。当局に頼らず、プロパー職員を入れるとか、再雇用といった人材を確保すればよい」
- ・中村委員「人数は他市議会と比べても妥当な規模となっている。事務局がどういうことで困っているかわからない。最初から体制をつくって、結果的に政策が何も出てこなかったら問題がある。議員の質を上げるのが先では」
- ・福井副会長「何をするかによって、必要なことが違ってくる。今から体制をつくっていくことは早計ではないか」
- ・中山議長「事務局の体制強化は我々議員がやっていくことであり、事務局に尋ねる問題ではない」

3 その他の事項について

(1) 議会BCPについて

会長より、議会BCPについて、7月23日の本分科会の後、企画調整部会及び議会のあり方調査特別委員会で決定されたが、運用面で防災服・ヘルメットの支給に関する課題が残っており、その協議を願いたいと説明された。続いて、事務局より防災服・ヘルメットの支給についての県内各市の状況を説明後、協議の結果、防災服・ヘルメットを貸与する方向で企画調整部会に報告することが確認された。

【発言】

- ・小山委員「過去の議論で防災服をいつ着るのかという意見があったが、そうなる
とBCPなど要らないということになる。起こってはいけないが、そのときに備えてBCPを考えている。他市の例を見てもほとんどが貸与しているため、本市においても（防災服・ヘルメットともに）貸与すべきである」
- ・楠木委員「(本市で発生した)最近の水害で共産党の県議会議員及び国会議員が現地調査に来た。そのときに私が普通の格好で行ったら、『どこでも(防災服は)ありますよ』と言われた。いつ着るのという問題はあるにしてもいざというときに使えるような形でないといけない。また、現地の人に議会から来たということを認知してもらえるので必要。ただし、ヘルメットについては判断をしかねる」
- ・世古口委員「議会BCPの深めた対応をしていくのであれば、防災服とヘルメットは貸与していくのが望ましい」
- ・辻委員「被災地に行く際、防災服を着ていないと何をしに来たのかと思われてしまう。二次災害があってはいけないので、ヘルメットを含めて貸与すべき。できれば、市議会ということが明確にわかるような防災服がよい」

(2) 住民投票条例について

会長より、本件については議長から要請があり、前回の分科会で報告をし、各会派に持ち帰って検討し、本日委員からの意見を聞き、分科会としての考え方をまとめていく旨説明された。協議の結果、次回改めて議論されることが確認された。

- ・小山委員「住民投票条例については、常設で設置すべきという立場で何年か前に一

般質問をした経緯がある。そのときの当局からはあまりよい返事はなく、2回目に質問をした際には、その気がないというような答弁だったと記憶しているが、当局がやるべきである」「本市議会では政策提言ができるようになったので、どこかの委員会で当局に対して提言してはどうか」

- ・辻委員「議会はいくまでも市民の代表。そこを考えると、当局が判断するときに必要なものと思うので、議会で作るということは考えにくい」
- ・藤原委員「(議員は) 4年間の付託を受けて市民に選ばれている。当局との議論をすることで行政に携わっているの、そこで議会側から市民に意見を問うのはどうかと思うので、議会としての住民投票条例はなじまない」
- ・中村委員「『当局が条例をつくらないから、議会側として必要ではないか』がスタートであるが、住民の代表ということの前に必要か必要でないのかという議論が要るのでは」
- ・世古委員「住民投票条例がどうという前に、住民投票について調べたり議論をしていくと、住民の意見をどのように反映させていくかということにつながる」
- ・楠木委員「公の場に出てこない、これない方々の中にいろいろな要望がある。そのために議員がいる。何か問題について住民投票が必要であっても議会から提案することではない」
- ・世古口委員「本件はいろいろな問題が絡んでおり、難しい。もう少し勉強したい」
- ・福井副会長「議会のほうが住民投票条例を率先してつくるのがよいのかどうか、その辺は勉強が必要。本当は議会よりも当局側がつくったほうがよいと思うが、住民投票条例自体はあったほうがよい」
- ・中山議長「海上アクセスの際に、市長は民意を聞かなければいけないということで、住民投票条例があればよいという考えを持っていた。ところが、だんだんトーンが下がっていった。重要な政策課題に対して、我々がどう判断するか、議員で判断できる問題がこれからたくさん出てくる。そのときに最終の判断をするのは住民である。本来つくらなければいけない当局がつくろうとしない。問題提起を起こしていくのは議会しかない」

(3) 議員政治倫理条例について

会長より、9月18日の各派代表者会議において、「伊勢市と議員が運営する企業との契約は法律違反ではないか、また議員が無断欠勤をしているのではないか」との内容の投書が各議員にあり、本件について調査会が設置されており、調査会において専門家へ問い合わせたところ、地方自治法及び議員政治倫理条例に抵触しないとの回答を得ており、議員が関連する企業との請負契約または議員の入札参加をどう扱うか本分科会へ検討の要請があった旨の説明がされた。また、県内には議員政治倫理条例等において本件について関与を禁止しているところもあり、本市においては、議員政治倫理条例に規定しても直ちに適用するのではなく、次回の改選後の議員から適用するような形をとるべきではないかと考えている旨の説明があわせてされた。協議の結果、議員政治倫理条例に規定する方向で次回改めて協議することが確認された。

【発言】

- ・中村委員「契約等の『等』はどこまでの範囲か」

⇒会長回答「各市に問い合わせないと不明であるが、おそらく契約だけではなく、
売買にかかわったりすることではないかと考えている」

- ・世古委員「検討していつてはどうか」
- ・辻委員「本件を検討するのであれば、以前議論のあった税や料の問題、完納証明を提出する件も議論すべき」
- ・世古委員「議論しているのは、関係企業の契約である。税・料の完納証明は話が違
う」
- ・楠木委員「(税・料の完納証明の話を入れると)問題が拡散していくので、この問
題はこの問題で議論していくべき」「(関係企業の契約の問題は議会として)
襟を正すためにも、こういったことは決めていくべき」

4 次回の会議について

【開催日時】未定（12月定例会前のいずれかの常任委員会開催日）

【協議内容】長期欠席議員の取り扱いについて、事務局体制の強化・充実について、議
員政治倫理条例の一部改正について、（時間があれば）議長任期について

上記署名する。

令和元年10月21日

会 長